

【しずぎんマイホーム倶楽部規約】

第1条(内容)

株式会社静岡銀行(以下「銀行」という)は、「しずぎんマイホーム倶楽部」(以下「本倶楽部」という)の会員に対して、会員のマイホーム取得を総合的にサポートするためのサービス等を提供します。

第2条(会員)

1. 本倶楽部のサービス等を受けることができる方は、銀行に普通預金口座(総合口座を含みます)を持ち、マイホームの取得を予定している個人のうち、銀行に本倶楽部への入会を申し込み、銀行から承認を受けた方(以下「会員」という)とします。
2. 会員は申込日現在、静岡県に居住または居住予定の成人の方に限定します。
3. 入会申込に対する承認は銀行の判断によるものとします。なお、外国為替及び外国貿易管理法上の非居住者の方は、会員となることはできません。

第3条(本倶楽部のサービス等)

1. 会員は、無料にて以下のサービス等が受けられます。なお、会員が銀行に届け出た住所、氏名等の事項に変更があったにも関わらず、必要な変更手続がなされていない場合には、サービス等が提供できないことがあります。
 - ①しずぎんマイホームセミナーへのご招待
 - ②税理士によるマイホームに関する税金相談
 - ③マイホームに関するマネー・プラン相談
 - ④銀行の住宅ローン等、銀行が定めた商品の金利優遇
 - ⑤住宅等に関する情報提供
2. 前項に定めるサービス等は、銀行の都合により、会員への事前の通知なしに変更または一時停止する場合があります。

第4条(会員の有効期間)

会員の有効期間は、本倶楽部への入会日の3年後の応当日が属する月の末日までとします。
ただし、会員がマイホームを取得した場合は、終了するものとします。

第5条(会員情報の取扱)

1. 会員は、銀行に対して、銀行が本倶楽部のサービスを提供するにあたって必要となる会員の属性、ご要望等に関する情報(以下「会員情報」という)を届け出るものとします。
2. 会員情報には、入会申込書に記載されたもののほか、銀行が会員に対して実施するアンケートやサービス等により、銀行または第3条第1項第②号の税金相談に対応した税理士に提供された情報も含まれるものとします。
3. 銀行は、会員情報をもとに、会員のライフプランに合わせた商品やサービスをダイレクトメールや電話、電子メールなどを通じてご案内することがあります。なお、会員情報は、会員のプライベートな情報として銀行限りにて利用します。

第6条(会員の地位喪失)

会員に次の各号に定める事由が一つでも生じた場合は、銀行は当該会員に対して事前の通知を行うことなしに、会員としての地位を喪失させることができるものとします。

- ①支払停止、破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
- ②住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、銀行において会員の所在が不明となったとき。
- ③信用状態に重大な変化が生じたと客観的に認められるとき。
- ④静岡県に居住しないことが明らかとなったとき、または非居住者となったとき。
- ⑤第4条の有効期間が終了した場合。
- ⑥その他、銀行が会員として不適当と判断したとき、または会員が本規約に違反したとき。

第7条(会員からの脱退)

会員が本倶楽部から脱退を希望する場合は、銀行所定の書面を取引店に提出するものとします。

第8条(その他)

1. 会員は、本倶楽部が提供した各種情報・提案を参考にマイホームを取得する場合、事前に十分に検討のうえ、会員自らの責任において行うものとします。
2. 本倶楽部は銀行の都合により、解散する場合があります。